



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

特集

特別養子縁組の 対象年齢を 原則15歳未満に 引き上げ

2019年6月7日に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月1日から施行されています。今回の改正では、特別養子縁組制度について①特別養子縁組の養子候補者の対象年齢を原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げ、②特別養子縁組の成立の手続きを2段階にわけて養親となる者の負担を軽減、等の内容となっています。

児童養護施設等には、保護者がいないことや虐待等が原因で多数の子どもが入所していますが、そのなかには特別養子縁組を成立させることにより家庭において養育することが適切な子どもも少なくないと指摘されていたことから、制度を利用しやすくすることを目的に改正されました。事業者等に求められる対応について考えます。

図1 普通養子縁組と特別養子縁組について

普通養子縁組	特別養子縁組
<縁組の成立> 養親と養子の同意により成立	<縁組の成立> 養親の請求に対し家裁の決定により成立 実父母の同意が必要（ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない）
<要件> 養親：成年に達した者 養子：尊属または養親より年長でない者	<要件> 養親：原則25歳以上（夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可） 配偶者がある者（夫婦双方とも養親） 養子：原則、6歳に達していない者 子の利益のために特に必要があるときに成立
<実父母との親族関係> 実父母との親族関係は終了しない	<実父母との親族関係> 実父母との親族関係は終了する
<成立までの監護期間> 特段の設定はない	<成立までの監護期間> 6月以上の監護期間を考慮して縁組
<離縁> 原則、養親および養子の同意により離縁	<離縁> 養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁
<戸籍の表記> 実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子（養女）」と記載	<戸籍の表記> 実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男（長女）」等と記載

より利用しやすい
特別養子縁組制度を目指して

特別養子縁組制度は、1973年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあっせんしたことを自ら告白した菊田医師事

※ 1…特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会中間報告書（平成30年6月）より <http://www.moj.go.jp/content/001262667.pdf>
 ※ 2…児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会（平成29年3月28日）資料1-2

件等を契機に、保護者のいない子どもや実親による養育が困難な子どもに温かい家庭と法的安定性を与え、健全な育成を図ることを目的に、1987年の民法改正によって創設

1988年から施行された。

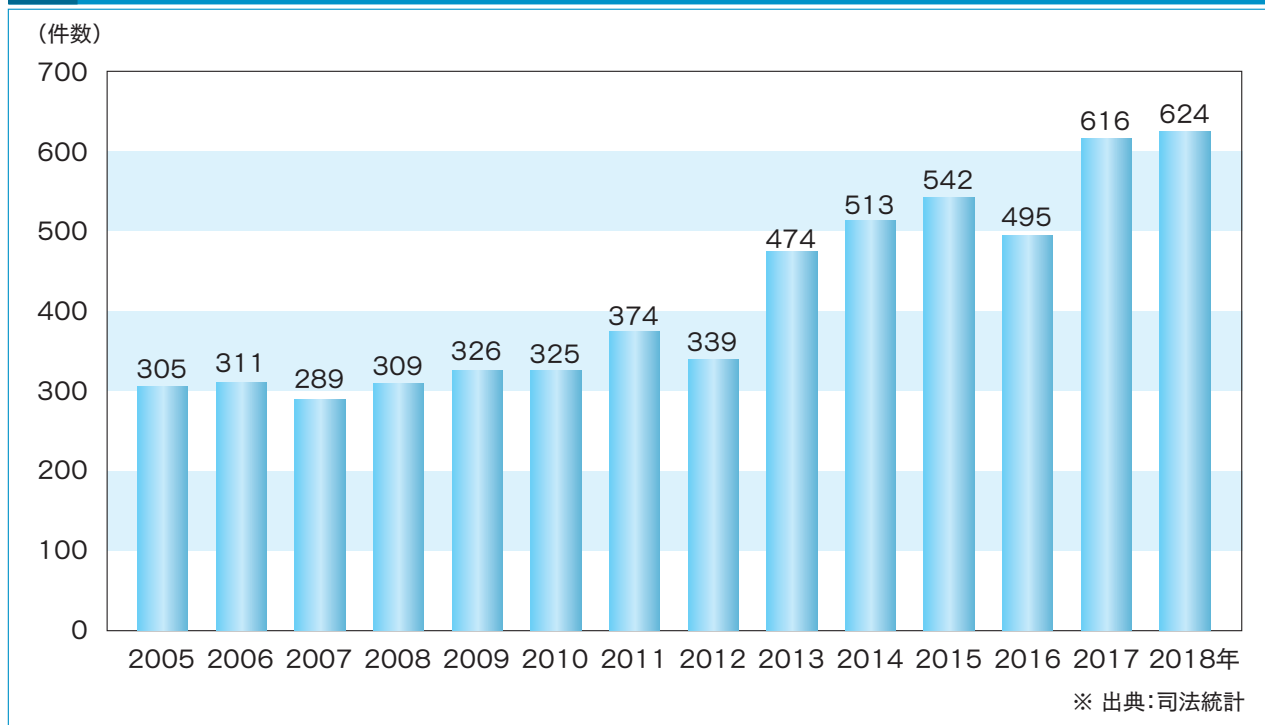
特別養子縁組は、普通養子縁組とは異なり、実父母との親族関係が終了し、離縁には制限がある等の特徴がある。また、養親と養子との間の実質的親子関係の形成を期待する観点から、養子の対象年齢は原則として6歳未満に限定（6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育する場合に限り8歳未満まで可）されていた（図1）。

一方、特別養子縁組と同様に、実の親族との関係が終了する断絶型の養子縁組において養子となる者の年齢要件を諸外国と比較すると、ドイツでは未成年（18歳未満）、フランスでは原則として15歳以下（例外的に20歳以下）、イギリスでは18歳未満（養子決定時に19歳未満）、韓国では15歳未満などとされており（※1）、我が国の上限年齢は諸外国に比べても低い状況にあった。

特別養子縁組の成立件数は、2013年以降は増加傾向にあるが（図2）、厚生労働省の検

討会に提出された参考資料（※2）で示された、全国の児童相談所（209カ所）と民間

図2 特別養子縁組の認容件数



の養子あつせん団体（20団体）に対する調査結果では、「要件が厳格」等の理由で特別養子縁組制度を利用できなかった事例が298件（2014、2015年）あり、このうち「実父母の同意」を理由とするものが205件、「上限年齢」を理由とするものが46件のぼることも明らかになっていた。

こうした状況を踏まえ、2018年6月から法務省法制審議会特別養子制度部会で調査審議が開始され、2019年2月14日に法案の要綱のとりまとめ・答申、同年3月15日に閣議決定・国会提出、同年6月7日に改正法（民法等の一部を改正する法律）が成立。2020年4月1日から施行されている。

養子候補者の対象年齢引き上げと2段階手続を導入

改正法のポイントは、①特別養子縁組の養子候補者の対象年齢を原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げ（民法の改正）、②特別養子縁組の成立の手続を2段階にわけて養親となる者の負担を軽減（家事事件手続法および児童福祉法の改正）、である。

まず、養子候補者の上限年齢の見直しについては、原則として「特別養子縁組の成立の審判の申立て時に15歳未満であること」とし、15歳以上でも可能な例外は、①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育している場合、②やむを得ない事由により15歳までに申立てができなかった場合、となっている。年齢基準が15歳未満とされたのは、15歳以上の者はみずから普通養子縁組をすることができ



続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949